

重要

就労に関する申立書

播磨町長 様

私は、保育施設の利用申込にあたり、以下の内容について同意します。
なお、以下の内容を遵守しなかった場合、私の意思で保育施設辞退届、退所届を提出することに異議はありません。

- ① 育休復帰加点を受けて保育施設に入所した場合は、**入所月の翌月1日**までに復職し、選考時の就労証明書と同一の就労先、同一の就労時間の雇用契約で**60日間**は就労を継続します。
- ② 就労内定を要件として保育施設に入所した場合は、選考時の就労証明書と同一の就労時間で**60日間**は就労を継続し、**入所当月中に就労を開始**します。

※ 退職・転職、雇用形態等、就労状況に変更が生じる場合は、速やかにこども課幼児保育係へ連絡してください。

※ 妊娠により、復職後すぐに産前産後休暇等に入る見込みがある場合は、申請時点で必ず申告してください。また、申請後に妊娠が判明した場合も、速やかにご申告ください。

【注意】 育休復帰の条件を満たすことができなかった場合は、退園となる可能性があります。

※入所内定後、または入所後に就労状況が変更となる場合でも、その選考指数が、内定時の最低選考指数を超えていれば継続利用可能です。

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

代表保護者氏名 _____

※就労を要件とする保護者すべてに、この内容は適用されます。

児童氏名 _____